

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年11月15日

世 田 谷 区

1. 業務概要

(1) 契約予定件名

世田谷区立学校学校主事業務委託（長期継続契約）

(2) 業務内容

- ①環境整備業務
- ②管理修繕保守業務
- ③校務・庶務的業務
- ④施設管理業務
- ⑤学校安全・災害対策業務
- ⑥児童の安全・擁護に関する業務（小学校のみ）

(3) 履行場所

- ①世田谷区立東玉川小学校
- ②世田谷区立塚戸小学校
- ③世田谷区立芦花小学校
- ④世田谷区立希望丘小学校
- ⑤世田谷区立駒沢中学校
- ⑥世田谷区立駒留中学校
- ⑦世田谷区立玉川中学校
- ⑧世田谷区立芦花中学校
- ⑨世田谷区立砧南中学校
- ⑩世田谷区立喜多見中学校
- ⑪世田谷区立三宿中学校
- ⑫世田谷区立世田谷中学校

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

※令和6年3月を履行の準備期間（事前研修等）とするため、契約日は令和6年3月からを予定している。

※契約期間中であっても、本契約を締結した翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約を変更又は解除することができる。

2. 募集区分

上記1（3）に記載した世田谷区立小学校4校・中学校8校について、学校主事業務を委託する法人を募集する。ただし、募集時点で学校ごとに選定を行わず、選定委員会により上位4社を選定後、評価の高い事業者から順に、世田谷区と受

託者が協議の上、委託校を決定することとする。委託校数については、評価1位の事業者は上限を7校、下限を5校とし、2位以下の事業者は下表のとおりとすることとする。ただし、上位4位以内の事業者において、区の定める基準点を下回る場合は、選定しないこととする。

1位の受託校数	7の場合	6の場合	5の場合
2位の受託校数	3	3	4
3位の受託校数	1	2	2
4位の受託校数	1	1	1

なお、1位で選定された事業者は、最低5校受託となることに留意すること。また、芦花小学校及び芦花中学校については、同じ敷地内に建物があるため、2校とも同一事業者が受託することを前提とする。

3. 応募資格

次のすべての要件を満たす法人であること。

- (1) 東京都内に本社または支店等を設置している法人であること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (3) 次の事項に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - ② 同条第2項の規定により、世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ③ 世田谷区から現に指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始申立てがなされていないこと。
- (5) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月28日 23世経理第709号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (6) 地方自治体において、令和3年度から令和5年度の3年間に、学校用務業務を2年以上受託していること。
- (7) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

4. 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

5. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 学校主事業務に対する基本的な考え方
- (2) 業務実施体制
- (3) 作業員についての基本的な考え方
- (4) 学校主事業務の安全対策や苦情対応、災害対策及び非常時対応等
- (5) 個人情報管理
- (6) 事業者からの提言・提案
- (7) 業務実績
- (8) 見積金額の妥当性

- (9) 経営状況
- (10) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性、実現の可能性
※一次審査により選定した事業者のみ適用

6. 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区学校教育委員会学校職員課職員係
(世田谷区役所第1庁舎4階45番窓口)
電話 03-5432-2672 ファクシミリ 03-5432-3025

(2) 募集要領の配布期間、場所及び方法

- ①配布期間 令和5年11月15日(水)～11月27日(月)
- ②場所及び方法 上記6(1)の窓口で配布(窓口配布については土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)または世田谷区ホームページ
([目次から探す](#)→[区政情報](#)→[契約・入札情報](#)→[発注情報](#)→[現在実施中のプロポーザル情報](#))でダウンロード
※希望者に無償配布する。

(3) 参加表明書の提出期間並びに場所及び方法

- ①提出期間 令和5年11月15日(水)～11月27日(月)
土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時
※参加表明書を提出した事業者について参加資格の確認を行い、
招請通知を発送する。
- ②提出場所 上記6(1)に同じ
- ③提出方法 持参または郵送(書留郵便のみ)

(4) 提案書等の提出並びに場所及び方法

- ①提出期間 招請通知受領日～12月22日(金)
※土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時
- ②提出場所 上記6(1)に同じ
- ③提出方法 持参または郵送(書留郵便のみ)

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との
随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための窓口 6(1)に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに
提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 本件に関して区から入手した資料や情報等は、区の許可なく公表又は転載、引用
等を行ってはならない。
- (8) 企画提案に係る費用は、参加者の負担とする。

- (9) 詳細は募集要領による。
- (10) プロポーザル実施過程において、直接委託対象校へ連絡をしたり、委託対象校を訪問（校内に立ち入るなど）したり、職員や保護者等に話を聞くなどしてはならない。
- (11) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の 技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者の場合

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,230円**

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者(下請負者含む)のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約()において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,837円	潜かん世話役	4,240円	型わく工	2,922円
普通作業員	2,540円	さく岩工	3,613円	大工	2,933円
軽作業員	1,785円	トンネル特殊工	3,294円	左官	3,135円
造園工	2,529円	トンネル作業員	2,859円	配管工	2,731円
法面工	3,220円	トンネル世話役	3,879円	はつり工	2,901円
とび工	3,177円	橋りょう特殊工	3,347円	防水工	3,485円
石工	3,145円	橋りょう塗装工	3,326円	板金工	3,262円
ブロック工	2,933円	橋りょう世話役	3,921円	サッシ工	3,082円
電工	3,060円	土木一般世話役	3,071円	内装工	3,167円
鉄筋工	3,082円	高級船員	3,549円	ガラス工	3,050円
鉄骨工	2,816円	普通船員	2,816円	ダクト工	2,752円
塗装工	3,326円	潜水士	4,814円	保温工	2,667円
溶接工	3,443円	潜水連絡員	3,496円	設備機械工	2,699円
運転手(特殊)	2,944円	潜水送気員	3,400円	交通誘導員A	1,902円
運転手(一般)	2,380円	山林砂防工	3,082円	交通誘導員B	1,647円
潜かん工	3,411円	軌道工	5,536円	上記以外の職種	1,230円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。

上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,470円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和5年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和5年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。